

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・目的

近年の、少子高齢化や核家族化等の進展により、個人のライフスタイルや価値観等が多様化する中で、地域における家族や住民同士のふれあいや助け合い、つながり等が希薄になっています。

このため、地域では一人暮らし高齢者の増加や核家族化の進行、子育て世帯の孤立化、孤独死・無縁死や児童虐待問題の顕在化、認知症高齢者や障がい者の権利擁護環境の整備など、複雑多様化した福祉課題が多く見られるようになり、これまでの公的サービスのみでの対応は困難な状況にあります。

このような状況のもとで、子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別等の違いに関わらず、住み慣れた地域で、ともに支え合い、助け合いながら、誰もが健やかで安心して暮らし続けられる地域社会の実現が求められています。

このため本市では、平成 16 年に「熊本市地域福祉計画」(平成 17～21 年度)、平成 21 年度に「第 2 次熊本市地域福祉計画」(平成 22～26 年度)を策定し、地域住民、地域団体、ボランティア、福祉事業者等との相互の連携による地域福祉の推進を図ってきました。

第 3 次計画では、熊本市社会福祉協議会が策定・推進してきた計画である「熊本市地域福祉活動計画」と一体的に策定を行い、これまでの計画の基本理念を踏襲しながら、さらなる地域福祉の推進を目指します。

2 「地域福祉」とは

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

そのためには、まずは個人の努力でできることは自分で取組み【自助】、それでも解決できないことは、地域住民、地域組織や団体等が支えあい、助けあい【互助（共助）】、さらに公的なサービスや支援が必要な問題は行政が行う【公助】必要があります。

『自助』・・・市民一人ひとりが個人の努力で自分の生活を営むこと

『互助（共助）』・・・地域住民や地域組織による支え合いや助け合い

『公助』・・・行政や公的機関による直接的な支援



【参考】社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 計画の位置づけ

（1）熊本市地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に基づき、熊本市が策定する市町村地域福祉計画であり、第6次熊本市総合計画（平成21～30年度）の個別計画として、他の分野別計画との整合性を図りながら、本市の地域福祉分野に係る施策を具体化するものです。

【これまでの計画策定状況】

策定年度	計 画 名	計画期間
平成 16 年	熊本市地域福祉計画	平成 17～21 年度
平成 21 年	第 2 次熊本市地域福祉計画	平成 22～26 年度

【参考】社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- （1）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- （2）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- （3）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 熊本市地域福祉活動計画

熊本市社会福祉協議会が、地域における様々な問題や課題解決を図るため、住民や関係団体・機関等と連携・協力しながら、ともに地域での福祉活動を進めていくために、策定する民間の活動（行動）計画です。

【これまでの計画策定状況】

策定年度	計 画 名	計画期間
平成 7 年	第 1 次熊本市地域福祉活動計画	平成 8～12 年度
平成 21 年	第 2 次熊本市地域福祉活動計画	平成 21～25 年度

【参考】社会福祉協議会とは

(1) 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられており、子どもから高齢者まで、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりをすすめるため、地域住民やボランティア、福祉・医療等の関係機関と協力しながら、地域の特性を踏まえ、創意工夫をこらした独自の活動に取り組む民間組織です。

(2) 民間組織としての機能

戦後間もない昭和 20 年代頃に、戦後の生活困窮者の支援を民間レベルで展開するために組織されてきました。民間組織としての「自主性」と住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」を持つ団体として、高齢者や障がい者、児童等、支援が必要な方々を対象に、地域住民や関係団体、ボランティア活動者との連携・協働により、地域福祉活動や福祉サービスを展開しています。

(3) 社会福祉協議会の組織

社会福祉法人格をもった組織として、熊本市社会福祉協議会が設置しており、熊本市内の小学校区の範囲で、任意団体として、94 の校区社会福祉協議会が設置してあります。

校区社会福祉協議会ごとに、高齢者支援や子育て支援等、様々な地域の特性を活かした活動が展開されています。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との一体的策定について

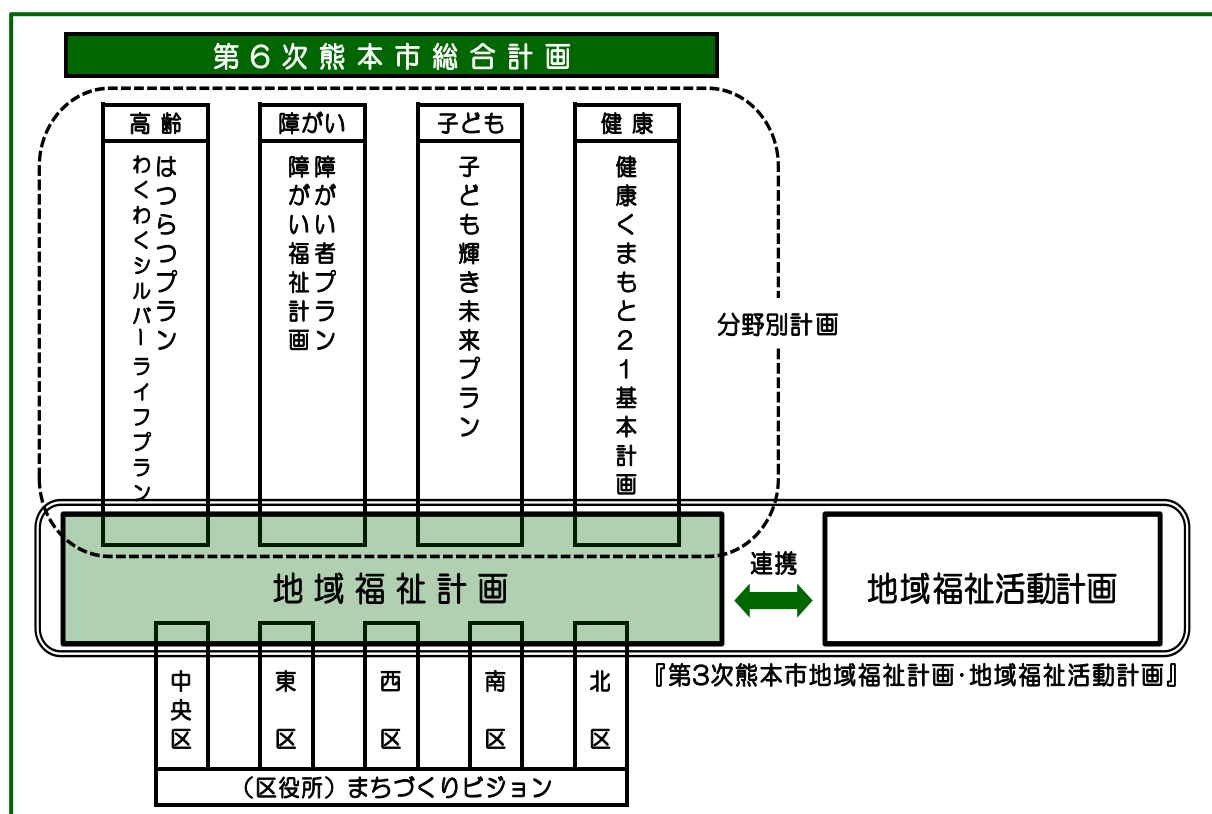
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、いずれも地域福祉の推進を目的とした計画であり、目指す方向性を同じくしております。両計画は、相互に補完・補強し合う関係にあり、連携と役割分担のうえ、総合的に推進する必要があり、第3次計画から一体的に策定及び推進を行うこととしました。

これまでも、十分な整合性を持って策定してきましたが、一体的に計画を策定・推進することで、共通の基本理念及び目標のもと、行政と社会福祉協議会の役割がより明確化され、連携を図ることができるとともに、効果的に地域福祉を推進する体制づくりが期待できます。

4 地域福祉計画・地域福祉活動計画と他計画の関係

本市では、市全体の指針となる「総合計画」を上位計画として、高齢者、障がい者、子ども、健康等の健康福祉に係る各分野ごとに、「高齢者保健福祉計画」、「障がい者福祉計画」、「次世代育成支援行動計画」、「健康増進計画」等が策定され、また、区におけるまちづくりの指針である「区まちづくりビジョン」が区ごとに策定されています。

本計画は、これらの分野別計画に基づく施策が、地域において総合的・効果的に展開されることを支える役割を果たすものです。



5 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。なお、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

6 計画の策定体制

(1) 第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画策定部会

本計画の策定にあたり、熊本市社会福祉審議会の部会として、同審議会の委員10名（学識経験者、地域福祉に関わる団体の代表者、市民代表等）による策定部会を設置し、3回にわたり審議を重ねました。

(2) 地域福祉計画策定ワーキング会議

健康福祉子ども局及び区役所関係の21課、並びに熊本市社会福祉協議会で構成する策定ワーキング会議を設置し、他分野別計画等と連携・整合性等を図りながら、4回にわたり検討を行いました。

(3) 地域福祉活動計画策定ワーキンググループ

熊本市社会福祉協議会の関係4課で構成するワーキンググループを設置し、第2次計画の検証を踏まえ、本市の地域福祉活動の現状分析や各部門における事業の効果等についての合意形成を図りながら、5回にわたり内容検討を行いました。

(4) 住民座談会の開催

平成26年7月上旬から8月上旬にかけて、地域特性の異なる各区1校区（計5校区）を選定し、地域住民の方々をはじめ、地域の様々な団体の参加と協力のもと、地域の現状や課題、課題解決に向けた方策等について話し合う「住民座談会」を開催しました。（1校区あたり各3回開催）

※ 住民座談会の結果に関する詳細につきましては、後段の【資料編】（92ページ）に掲載しております。

区	校 区	区	校 区
中央区	託麻原校区	南 区	田迎南校区
東 区	東町校区	北 区	弓削校区
西 区	城山校区		

(5) 地域福祉ニーズ調査の実施

「地域福祉」に関わる地域住民、福祉サービス事業者及び福祉活動実践者のニーズや意識・意見及び実態等を把握し、計画策定のための基礎資料とするため、アンケートを実施しました。

※ 地域福祉ニーズ調査の結果に関する詳細につきましては、後段の【資料編】（103 ページ）に掲載しております。

■調査期間	平成26年6月15日～8月31日
■調査方法	郵送又は個別ヒアリング方式
■調査対象	13歳以上の熊本市民7,531名
■回答(標本)数	6,310人（回収率：83.8%）